

## 令和2年度 利用者負担額表

※国の制度改正等により、下記の利用者負担額は変更になる可能性があります。変更があった場合は、再度お知らせします。

※3歳以上児(2号認定)は無償です。

単位:円

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児(3号認定)	
階層区分		定義	保育標準時間 (最大11時間)	保育短時間 (最大8時間)
国	町			
1	A	生活保護世帯	0	0
2	B	町民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0 (0)	0 (0)
3	C1	町民税均等割課税 及び所得割課税額 48,600円未満 (ひとり親世帯等)	19,500 (9,000)	18,500 (8,750)
4-1	C2	所得割課税額 57,700円未満 (ひとり親世帯等)	26,000 (9,000)	24,700 (9,000)
4-2		所得割課税額 58,000円未満 (ひとり親世帯等)	26,000 (9,000)	24,700 (9,000)
4-3	C3	所得割課税額 77,101円未満 (ひとり親世帯等)	30,000 (9,000)	28,500 (9,000)
4-4		所得割課税額 97,000円未満	30,000	28,500
5	C4	所得割課税額 134,000円未満	35,000	33,200
	C5	所得割課税額 169,000円未満	40,000	38,000
6	C6	所得割課税額 301,000円未満	40,000	38,000
7	C7	所得割課税額 397,000円未満	40,000	38,000
8	C8	所得割課税額 397,000円以上	40,000	38,000

- 1 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等(幼稚園、保育所等)を同時に利用する最年長のお子さんから2人目は上記の表の半額になります。よって、最年長のお子さんが小学校に入学した場合は半額にはなりません。  
ただし、町民税所得割額57,700円未満の世帯(町:C2階層の一部)のお子さまは、多子計算の年齢制限がありませんので、保護者が現に扶養している第2子のお子さまは半額になります。
- 2 保護者が現に扶養しているお子さまのうち、第3子以降のお子さまは無料です。
- 3 ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯等のうち、町民税所得割77,101円未満世帯(町:C3階層の一部)の第1子の利用者負担額は、上記( )書きの額になります。  
当該世帯の第2子は無料です。
- 4 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用します。
- 5 保育料の切り替え時期は、9月になります。4~8月分の保育料は、平成31年度(平成30年中)の町民税額により算定しています。9月~3月の保育料は、令和2年度(平成31年中)の町民税額により算定します。